

議案第12号

令和4年度長野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度長野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	135,900件
(2) 年間総給水量	32,790,000m ³
(3) 一日平均給水量	89,836m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水施設改良事業	229,439千円
浄水施設改良事業	738,548千円
配水施設改良事業	3,393,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 水道事業収益	7,485,100千円
第1項 営業収益	6,665,051千円
第2項 営業外収益	820,048千円
第3項 特別利益	1千円
	支 出
第1款 水道事業費用	6,414,600千円
第1項 営業費用	5,834,905千円
第2項 営業外費用	579,695千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,538,000千円は、過年度分損益勘定留保資金4,153,998千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額384,002千円で補填するものとする。）。

取	入
第1款 資本的収入	1,864,200千円
第1項 企業債	1,398,500千円
第2項 国庫補助金	20,140千円
第3項 工事負担金	124,410千円
第4項 受託建設収入	876千円
第5項 出資金	320,273千円
第6項 固定資産売却代金	1千円
支	出
第1款 資本的支出	6,402,200千円
第1項 建設改良費	4,662,031千円
第2項 企業債償還金	1,740,169千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　間	限　度　額
犀川浄水場4号・5号井戸取水ポンプ更新事業費	令和5年度	68,400千円
夏目ヶ原浄水場取水ポンプ設備更新事業費	令和5年度	143,000千円
夏目・蚊里田送水管徳間工区老朽管解消事業費	令和5年度から 令和6年度まで	402,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道事業費	1,398,500千円	普通貸借 又は債券 発行。た だし、債 券発行の 細目につ いては市 長が定め る。	年5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においでは、 当該見 直し後の利 率	公的資金につ いては、その融通条件 により、民間等資 金の場合にはその 債権者と協定する ものによる。た だし、財政その他の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えするこ とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,031,428千円

(2) 交際費 50千円

（他会計からの補助金）

第10条 事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、552,500千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、83,344千円と定める。

（重要な資産の取得）

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名 称	数 量
水質検査器具	ガスクロマトグラフ質量分析計	1台

令和4年2月24日提出

長野市長 萩原健司